

所管部課	総務部 文書課	部長	矢吹 勇一	
件名	東大和市情報公開・個人情報保護審査会規則について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例	東大和市個人情報保護法施行条例		
	規則	東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例		
	部課 機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会		
<p>1. 要 旨</p> <p>新たに東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例を制定したことから、情報公開条例に基づく審査会規則を廃止し、東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づく審査会規則を制定する。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①趣旨 (第1条) 本規則は、東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき、東大和市情報公開・個人情報保護審査会 (以下「審査会」という。) に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>②委員 (第2条) 審査会の委員は、情報公開及び個人情報保護に関して識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>③会議 (第3条) 審査会の会議は、会長が招集する。</p> <p>④審査会への提出資料等の閲覧等 (第4条) 審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付請求の手続を定める。</p> <p>⑤庶務 (第5条) 審査会の庶務は、総務部文書課において処理する。</p> <p>⑥委任 (第6条) この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。</p> <p>⑦附 則 東大和市情報公開・個人情報保護審査会規則の廃止及び東大和市情報公開条例施行規則の一部改正。</p> <p>(2) 施行期日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 情報公開・個人情報保護審査会を適切に運営することができる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 東大和市個人情報保護法施行条例及び東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定 (令和4年12月)</p> <p>(2) 文書課において審査済み (令和5年3月)</p>				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、速やかに制定手続を進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。